

## 注 文 書

1 契 約 番 号 2026000033

2 契 約 名 公用自動車賃貸借（田尻診療所）

3 納 入 場 所 大崎市民病院田尻診療所（宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1）

4 期 間 令和8年6月1日以降の車両登録日から84か月

5 別 添 書 類

（1）仕様書

（2）参考明細書

6 担 当 課 田尻診療所管理課

# 仕様書

## 1 件名

公用自動車賃貸借（田尻診療所）

## 2 納車時期及び場所

- (1) 納車希望日 令和8年6月1日から令和8年6月19日までの期間で納車を希望
- (2) 納車場所 大崎市民病院田尻診療所（宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1）

## 3 賃貸借期間

令和8年6月1日以降の車両登録日から8ヶ月  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

## 4 支払方法

毎月払とする。

受注者は月末締めで請求し、発注者は、請求を受けた日から、30日以内に支払うものとする。

## 5 契約形態

メンテナンスリースとする。

- (1) メンテナンス工場は、大崎市内とする。
- (2) 車検、点検及び走行できない状況になった時は、指定する場所まで車両を引き取りに来ることとし、完了後は納車すること。

## 6 リース料金に含まれる範囲

- (1) 公租公課費用
- (2) 自賠責保険料
- (3) 定期点検費用（6ヶ月毎）
- (4) 法定点検費用
- (5) 車検整備費用
- (6) 故障修理費用
- (7) エンジンオイル・エレメント交換費用（定期点検時又は5,000km毎）
- (8) タイヤの履き替え（夏→冬・冬→夏）及び保管費用
- (9) エアコンのガス充填費用
- (10) バッテリーの交換費用（1個）
- (11) リース車両返還時において、自然退色及び自然腐食している部分の補修は、リース会社の負担とする。

(12) 納車希望日に間に合わない場合、当該リース車両が納車されるまでの同等車両代車費用

## 7 車両についての条件

### (1) 性能・諸元・台数等

ア 総排気量	660cc以下
イ 台数	1台
ウ ドア数	4ドア又は5ドア
エ 乗車定員	4人
オ 燃料種類	レギュラーガソリン
カ 変速機形式	ATまたはCVT
キ 駆動方式	4輪駆動
ク 操舵装置	ラック&ピニオン
ケ 塗装色	白色系統
コ 車両寸法	全長3,400mm以下 全幅1,480mm以下 全高2,000mm以下

#### サ その他の条件

(ア) 国産の未登録自動車（自動車登録令（昭和26年政令第256号）の登録がされていない、いわゆる新車）であること。

### (2) 例示製品

ダイハツ：タント スズキ：スペーシア ホンダ：N-BOX

上記例示製品又は同等品による入札を可とする。ただし、同等品による場合は、別紙「物品調達の入札における同等品の取扱いについて」に基づき、必ず入札前に同等品の確認を受けること。

同等品の必要要件は、7 車両についての条件（1）を満たす車種であること。

### (3) 付属品（標準装備されていない場合に追加のこと。）

ア カーナビゲーション（テレビ機能がないもの）
イ エアコン
ウ フロアマット
エ パワーウィンドウ
オ ホイール付き冬用タイヤ（数量は4本とし、標準装備のタイヤと同等のサイズの国産のものとする。）
カ サンバイザー（運転席・助手席）
キ ドアバイザー（運転席・助手席）

- ク エアバッグ（運転席・助手席）
  - ケ ドライブレコーダー（前後の撮影ができるもの）
  - コ バックカメラ
  - サ 上記記載の装備装着に必要な装備
- ※上記以外の追加仕様は原則認めない。

## 8 取扱説明等

受注者は、自動車納入時に注意事項等の取扱説明を発注者に行うこと。

## 9 納車時検査

### （1）検査の内容

- ア 数量、品質、規格、性能等について仕様書等との差異がないかどうか発注者が確認を行う。
- イ 無負荷又は負荷をかけ、適当な操作を行い、機能の確認を行う。
- ウ その他発注者が指定する検査職員が必要と認める検査を行う。

### （2）検査費用等の負担

検査に要する器具等の準備及び検査に要する費用等が発生した場合は、納入事業者が負担すること。

### （3）その他

検査の結果、瑕疵が発見された場合は、納入事業者は発注者が指定する検査職員と協議の上、速やかに新品と交換又は無償で修理を行うこと。

## 10 保証

- （1）納入後において、納入品に契約不適合が発見された場合は、発注者と協議の上、速やかに新品と交換又は無償で修理を行うこと。
- （2）構造上の欠陥等による重大な故障が発生した場合は、受注者は無償で修理を行うこと。

## 11 暴力団等の排除について

- （1）この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- （2）本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。

(3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等(以下「暴力団員等」という。)から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。

なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 1.2 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当するため、以下の点に留意すること。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、既契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 1.3 その他

- (1) 入札金額は、84か月の総額(税抜)を記載すること。
- (2) 自動車任意保険は、発注者において加入するものとする。
- (3) 請求書・通知等の送付先  
大崎市民病院 経営管理部 田尻診療所 宮城県大崎市田尻通木字中崎東10番地1  
大崎市病院事業管理者(請求書宛名)
- (4) 車検・点検時の案内を適宜(3)請求書・通知等の送付先に通知すること。
- (5) 予定走行距離は500km/月とする。
- (6) 内容等に疑義が生じた場合は、発注者とその都度協議の上、善処すること。
- (7) 使用者は大崎市病院事業と記載すること。

# 参考明細書

件名	数量	単位	積算単価（円）	積算価格（円）	消費税 区分	摘要
公用自動車賃貸借 (代車費用を含む)	84	か月			課税	
計（税抜）						
消費税額					適用税率	10.0%
計（税込）						